

議案第 19 号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を別表のとおり認定し、及び廃止する。

よって、同法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 20 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	市道第6124号線	向日市上植野町南小路28番地2先 向日市上植野町南小路27番地先	45.6 メートル	4.5 メートル } 6.6 メートル
2	市道第3063号線	向日市森本町竹岡子3番地先 向日市森本町野田14番地1先	182.2 メートル	14.0 メートル } 16.0 メートル

(認定理由)

1 の路線は、開発行為により整備された道路であり、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

2 の路線は、都市計画道路牛ヶ瀬勝竜寺線の整備にあたり、市域をこえて京都市域を含む路線となることから、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
3	(認定路線) 市道第3064号線	向日市森本町上町田26番地3先 向日市森本町野田1番地3先	298.4 メートル	5.6 メートル } 13.6 メートル
4	(認定路線) 市道第3031号線	向日市寺戸町久々相1番地先 向日市寺戸町久々相2番地13先	75.8 メートル	3.9 メートル } 6.3 メートル
5	(廃止路線) 市道第3031号線	向日市森本町上町田5番地1先 向日市寺戸町久々相2番地13先	374.2 メートル	3.9 メートル } 10.7 メートル

(認定及び廃止の理由)

3 の路線は、道路の拡幅整備にあたり、市域をこえて京都市域を含む路線となることから、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

4 の路線は、3 の路線と京都市を結ぶ供用中の道路であり、道路法第 8 条第 1 項の規定により、新たに認定するものである。

5の路線は、3及び4の路線の認定に伴い、路線が重複する市道について道路法第10条第1項の規定により、廃止するものである。

番号	路線名	起 終 点 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
6	(廃止路線) 市道第2203号線	向日市寺戸町辰巳14番地1先	243.3	0.9メートル
		向日市寺戸町西野辺22番地先	メートル	2.1メートル
7	(認定路線) 市道第2203号線	向日市寺戸町南垣内30番地1先	50.9	2.0メートル
		向日市寺戸町辰巳20番地11先	メートル	10.1メートル

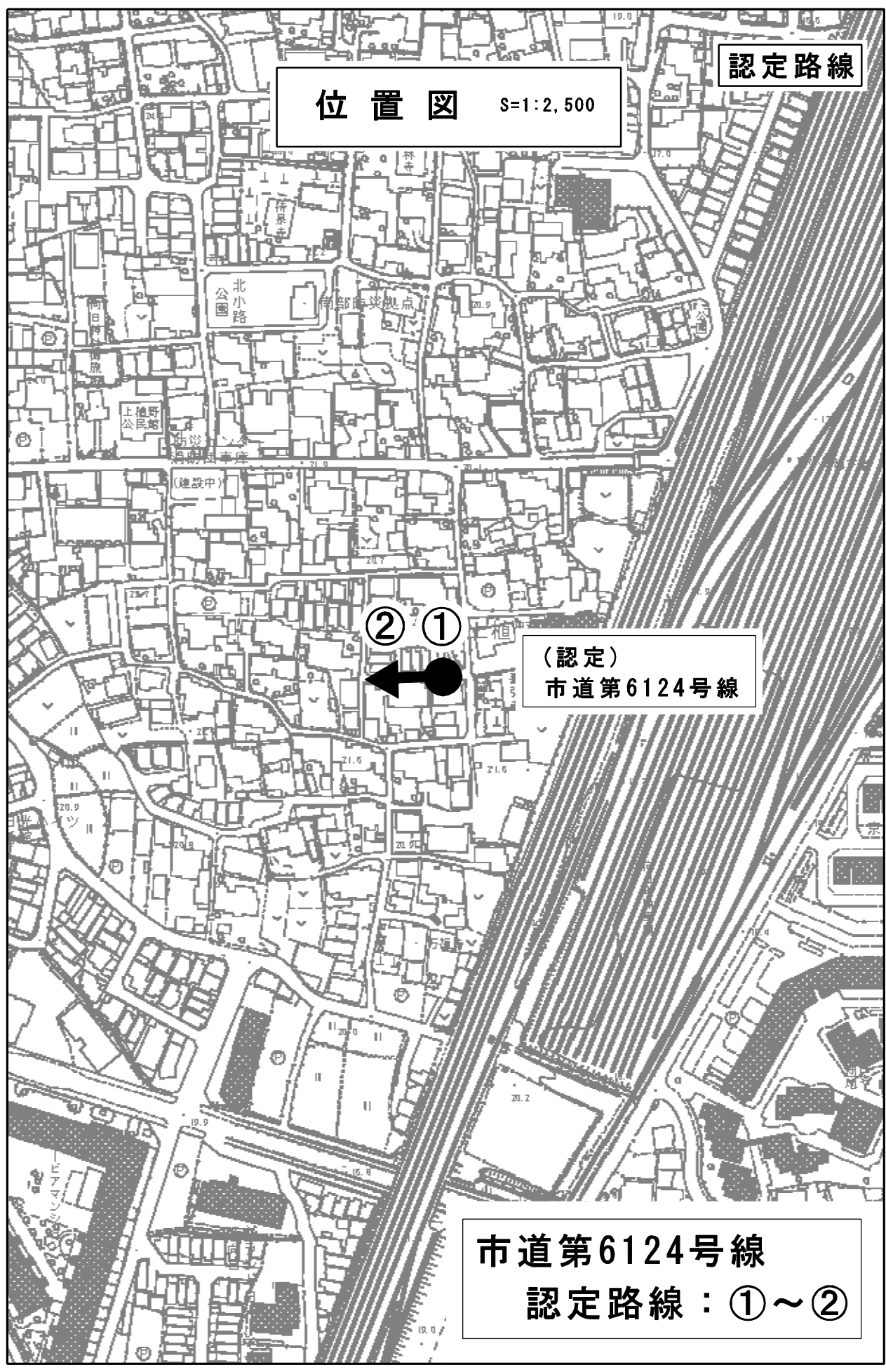
(認定及び廃止の理由)

6の路線は、開発行為により、一部区間において既に道路の機能が失われており、一般交通の用に供する必要のないことが判明したことから、道路法第10条第1項の規定により、廃止するものである。

7の路線は、6の路線の廃止に伴い、供用中の区間の道路について、道路法第8条第1項の規定により、新たに認定するものである。

認定路線

位置図 S=1:2,500



(認定)
市道第6124号線

市道第6124号線
認定路線：①～②

位置図

S=1:2,500

認定・廃止路線

市道第3063号線

認定路線：①～②

市道第3064号線

認定路線：③～④

市道第3031号線

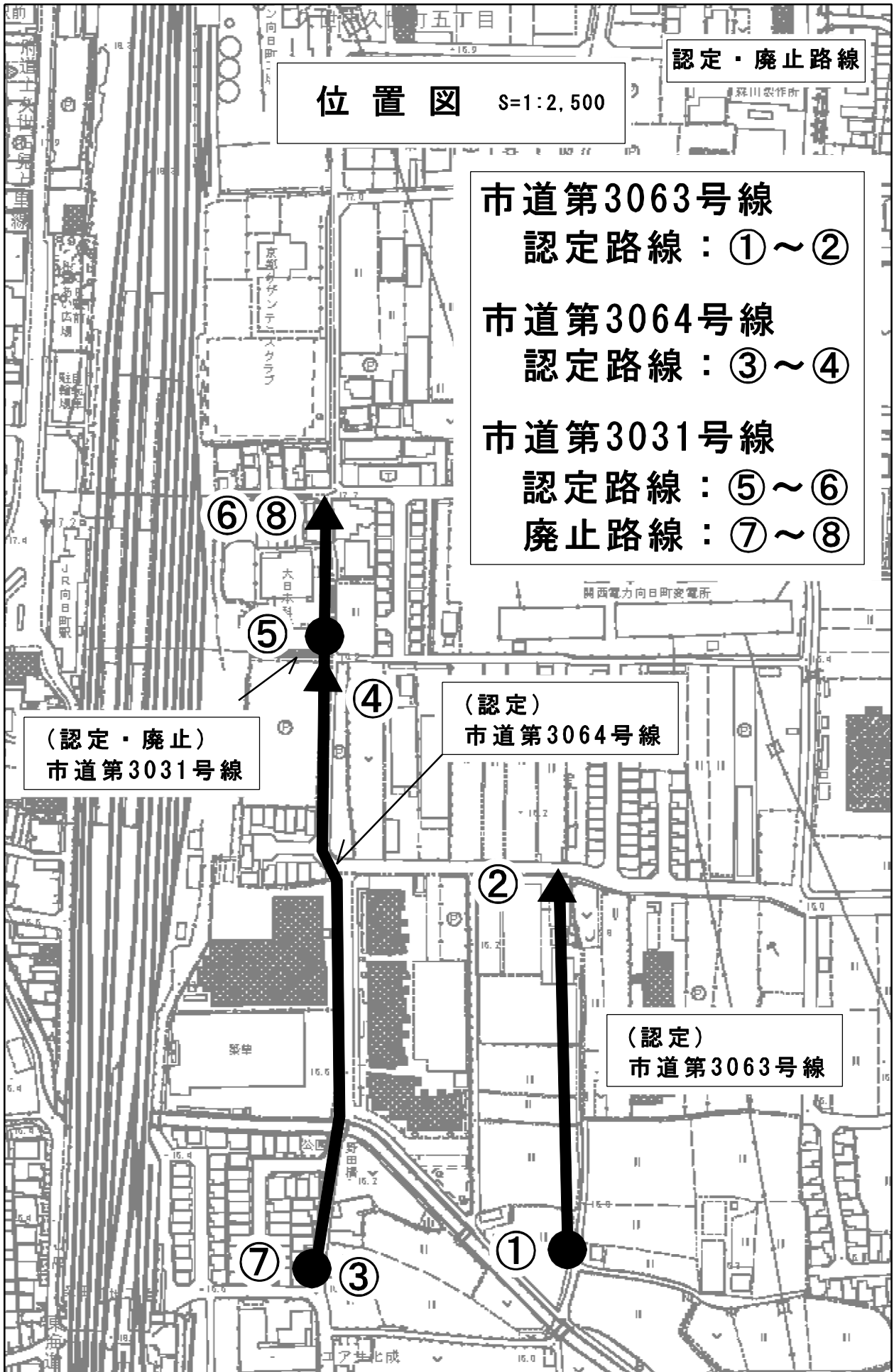
認定路線：⑤～⑥

廃止路線：⑦～⑧

(認定・廃止)
市道第3031号線

(認定)
市道第3064号線

(認定)
市道第3063号線



位置図

S=1:2,500

認定・廃止路線

(認定・廃止)
市道第2203号線

① ③

②

④

市道第2203号線

認定路線：①～②

廃止路線：③～④

